

倉治結了地区地区計画(地区整備計画)概要

地区計画		倉治結了地区
基本となる規制等	用途地域	第二種中高層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
	高度地区	第二種高度
	その他	法22条適用、倉治結了地区に都市計画道路・生産緑地地区あり (詳細な内容及び他の規制状況等について別途確認してください。)
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	次の建築物以外は建築してはならない。 (1)第一種低層住居専用地域内に建築できるもの(長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は建築できない) (2)事務所、店舗、その他これらに類する用途で、床面積の合計が150㎡以内のもの (3)病院 (4)前各号に附属するもの(法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)
	敷地面積の最低限度	120㎡
	高さの最高限度	15m
	外壁等の位置	敷地境界線から0.5m以上 (地区施設道路の計画がある場合は、計画線から0.5m以上)
	かき、さくの構造	道路に面するかき、さくは生垣、ネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。 ただし、次に掲げるものは除く。 (1)高さが0.6m以下のもの (2)門 (3)門の袖で長さが2m以下のもの
地区施設	地区施設道路 6.9m 4.8m 地区施設緑地・緑道	

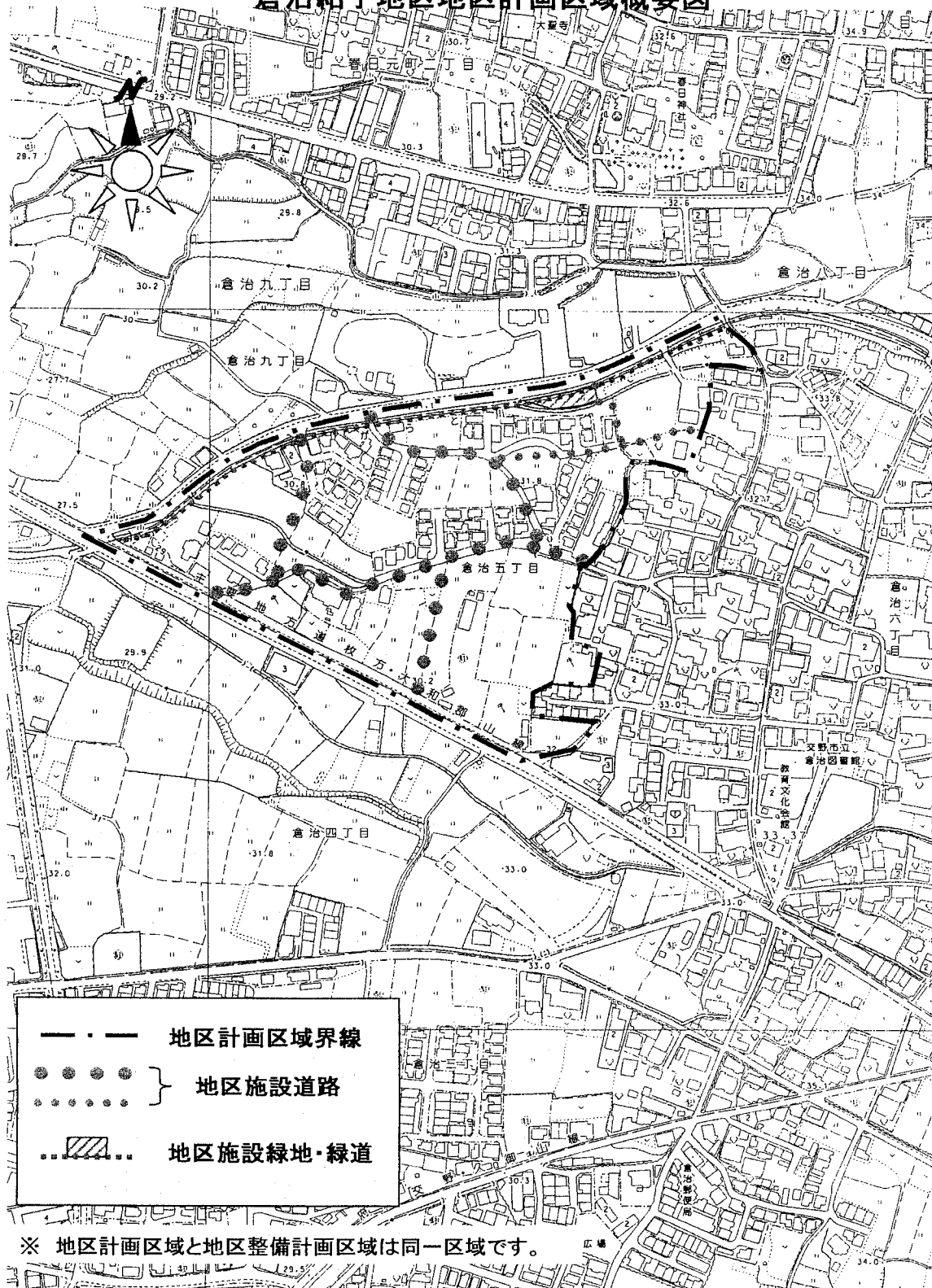
都市計画決定
変更

昭和61年 7月 30日
平成17年 3月 7日

建築条例施行 昭和61年 7月 30日
改正条例施行 平成17年 3月 7日
改正条例施行 平成20年 3月28日
改正条例施行 平成24年 6月18日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

倉治結了地区地区計画区域概要図



※ 地区計画区域と地区整備計画区域は同一区域です。

これは、地区計画区域、地区整備計画区域及び地区施設の概要を表示したものです。
 制限内容、区域界及び地区施設の配置等の詳細については担当課にて確認して下さい。